

## いばらき赤十字法人サポーター実施要綱

### (目的)

第1条 この実施要綱は、日本赤十字社の事業・活動を積極的に支援・協力する茨城県内の法人（個人事業主を含む。以下「法人等」という。）に対し、いばらき赤十字法人サポーター（以下「サポーター」という。）として必要な事項を定め、赤十字と法人等の間における社会貢献のためのパートナーシップの確立と普及拡大を図ることを目的とする。

### (資格要件)

第2条 日本赤十字社茨城県支部（以下「県支部」という。）の活動資金として、毎年3万円以上を支援していただける法人等とする。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 企業活動を通じて戦争、暴力、環境破壊に多大な影響を与えていること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第5項に規定されている性風俗関連特殊営業を行っていること
- (3) その他、赤十字の基本原則に反する活動を行っていること

### (サポーターへの支援)

第3条 県支部は、毎年の活動資金協力額（以下「協力額」という。）に応じ、次のとおりサポーターを支援するものとする。

- (1) 協力額が年額10万円以上の場合、「ゴールドサポーター」として、新聞広告、県支部広報紙、県支部ホームページへの法人等の名称を掲載。
- (2) 協力額が年額5万円以上の場合、「シルバーサポーター」として、県支部広報紙、県支部ホームページへの法人等の名称を掲載。
- (3) 協力額が年額3万円以上の場合、「ブロンズサポーター」として、県支部ホームページへの法人等の名称を掲載。

### (申込み)

第4条 サポーターとして申込みを行おうとする法人等は県支部に対して、いばらき赤十字法人サポーター申込書（様式第1号）により申込みを行うものとする。

### (資格証の交付)

第5条 県支部は、サポーターの法人等に対し、資格証（様式第2号）を交付する。

### (資格の有効期間)

第6条 サポーターとしての資格有効期間は資格証交付日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、双方何らの申出のない場合は、有効期間をさらに1年間自動的に延長する。それ以降についても、同様に取り扱うものとする。

2 前項の規定に基づき、有効期間を延長した場合において、第4条に定める協力額の区分に変動が生じた場合は、その区分に応じ、前条に定める資格証を改めて交付する。

### (資格の取り消し)

第7条 サポーターが第2条又は第3条に規定する資格要件を満たしていないとき、当該資格を取り消すことができる。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

いばらき赤十字法人サポーター申込書

日本赤十字社茨城県支部 支部長 あて

法人等名称

代表者名

いばらき赤十字法人サポーター実施要綱に同意し、下記のとおり申込みます。

記

1. 法人・団体情報

- (1) 主たる事業
- (2) 所在地
- (3) 担当部署
- (4) 担当者
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス

2. 協力資金の支払い方法

振込用紙

口座振替（自動振替）

※今年度は振込用紙のみ

3. 申込書送付先 及び 問合せ先

〒310-0914 水戸市小吹町 2551

日本赤十字社茨城県支部 組織振興課

TEL : 029-284-1380

E-Mail : [shinkou@ibaraki.jrc.or.jp](mailto:shinkou@ibaraki.jrc.or.jp)

(様式第 2 号)

<p>いばらき赤十字法人サポーター 資格証</p> <p>(法人等名) 殿</p> <p>日本赤十字社茨城県支部への多大 なる貢献により、 「 (注1) 」 であることを証する。</p> <p>令和 年 月 日 日本赤十字社茨城県支部</p>
---

注1 「ゴールドサポーター」「シルバーサポーター」「ブロンズサポーター」の区分を表示

※なお、サポーターとなった初度の年度においては、上記資格証とともに、以下の規格  
による掲出用ホルダーを交付

- ・規 格：縦 34.7 c m、横 26 c m
- ・材 質：アクリル製